

桑名市随意契約ガイドラインの一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月12日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市随意契約ガイドラインの一部を改正する訓令

桑名市随意契約ガイドライン（平成19年桑名市訓令第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

桑名市随意契約運用基準

第1条中「事項」を「運用上の基準」に改める。

第4条第1項中「によろうとするとき」を「をする場合」に、「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成することができない契約をするとき。

ア 特殊な技術又は工法等を用いる必要がある工事を施工するとき。

イ 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される工事を施工するとき。

ウ 極めて特殊な設備、機器等であるため、施工可能な者が特定される工事を施工するとき。

エ ガス事業法（昭和29年法律第51号）等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事を施工するとき。

オ 特殊な技術又は権利を保有する者でなければ履行できない業務を委託するとき。

カ 別に定めるプロポーザル方式の実施に関するガイドラインに則り、契約の相手方をあらかじめ特定しているとき。

キ 市の政策目的を達成するため、契約の相手方が特定されるとき。

ク 新聞、雑誌等への公告の掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託するとき。

ケ 特定の者だけが所有している物品を購入又は賃貸借するとき。

コ 特定の技術者でなければ製造できない物品を購入又は製造注文するとき。

サ 事務用機器、車両及び仮設を目的とする建物等に関する賃貸借契約で、契約期間満了後、業務の継続性から相当な期間の延長が必要な場合に限り、同一の業者と再契約することで明らかに経費が削減でき、又は再契約しなければ著しい支障が生じるおそれがあるとき。

第4条第1項第2号イ中「既設の設備」の次に「、機器等」を加え、「設備、機器等の増設、改修等」を削り、同号クを削り、同号ケ中「技術、」を削り、同号ケを同号クとし、同号コ中「及び」を「又は」に、「者に保守」を「者に運用、保守その他の付随する業務を」に、「設備、機器等の保守」を「業務」に改め、同号コを同号ケとし、同号サ中「保守」の次に「等」を、「行った」の次に「、又は行っている」を加え、同号サを同号コとし、同号コの次に次のように加える。

サ 継続的な業務で同一の業者でなければ事業そのものの継続が明らかに困難であるとき。

第4条第1項第5号中「契約をする」を「契約する」に改め、同条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に、「整理し、及び」を「し、」に改める。

第5条第1項第1号を次のように改める。

(1) 次に掲げる施設等において製作された物品を買い入れるとき。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、同条第28項に規定する地域活動支援センター（以下「地域活動支援センター」という。）又は同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設

イ 小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下同じ。）

ウ 同号ア又はイに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者

エ 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この項において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この項において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）

第5条第1項第2号中「又は」を「若しくは」に改め、「同条第2項に規定するシルバー人材センター」の次に「又はこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者」を加え、同項第3号中「規定する母子・父子福祉団体」の次に「又はこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）」を、「当該母子・父子福祉団体」の次に「等」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業で、その事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を受けるとき。

第5条第2項中「をする場合は」を「するときは」に、「の規定により、契約を締結する前にあつては契約の相手方の決定方法及び選定基準等を、契約を締結した後にあつては契約の相手方となった者の氏名及び契約の相手方を選定した理由等」を「第1項各号及び第2項各号に規定する事項」に改める。

第6条を次のように改める。

（令第4号による随意契約）

第6条 令第4号の規定による随意契約をする場合は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れ、又は借り入れるとき。
- (2) 新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより市長の認定を受けた者から新役務の提供を受けるとき。

2 前項の規定に該当する者と契約するときは、規則第25条の2第1項各号及び第2項各号に規定する事項を公表するものとする。

第7条第1項中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項第2号中「災害時の」を「災害時又は災害の未然防止のために」に改め、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急に対応しなければ市民生活に著しい支障が生じるおそれがあるとき。

第7条第2項中「前項の場合」を「前項に規定する場合」に改める。

第8条第1項中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項第1号中「施工者」を「者」に、「工期」を「履行期間」に改め、同号ア中「必要となった追加工事を施工する」を「追加の工事又は業務が必要となった」に改め、同号イ中「本体工事」の次に「又は当初の業務」を加え、「付帯的な工事を施工」を「附帯的な工事又は業務を実施」に改め、同項第3号中「場合には」を「場合は」に改め、同号イ中「、」を「又は」に改め、同条第2項中「前項の場合」を「前項に規定する場合」に改める。

第9条第1項中「するものとする」を「しなければならない」に改め、同項第1号中「随意契約する場合には」を「随意契約をした場合は」に改め、同項第2号中「こととした場合には」を「ため、当該施工者と随意契約をした場合は」に改め、同項第3号中「印刷物等で」を「当初の契約から1年以内に、当初より少ない刷数で印刷物を増刷する場合において」に改め、「保有しているため、」の次に「当該業者と随意契約をした場合は」を加え、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第2項中「必要から、」の次に「同項各号に該当する者とは別に」を加え、同項ただし書を削る。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、再度の入札に付する時間的余裕がある場合において、入札参加資格、仕様、設計内容その他の条件を変更して再度の入札に付することにより応札者が見込める場合は、令第8号の規定に

よる随意契約をすることはできない。

第10条第1項第1号中「公告若しくは指名通知を行った状態においてそれに応ずる参加者がなかったとき、又は再度の入札に付したが」を「競争入札に付したが応札者がいないとき、又は」に改め、同項第2号中「1回目の入札において落札者がなく、2回目の入札を行っても落札者」を「再度の入札に付したが予定価格を超過した入札又は入札の無効により落札者（落札候補者を含む。）」に改め、同条第2項ただし書を削り、同項中「整理し、及び」を「し、」に改め、同条第3項中「2回目の入札」を「再度の入札（総合評価落札方式による競争入札でないものに限る。）」に、「この場合、」を「この場合において、」に改め、同条第4項中「見積りの結果、予定価格に達した」を「規定により提出された見積書が予定価格の範囲内である」に改め、同項後段を削る。

第11条を次のように改める。

（令第9号による随意契約）

第11条 令第9号の規定による随意契約をする場合は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。ただし、再度の入札に付する時間的余裕がある場合は、令第9号の規定による随意契約をすることはできない。

(1) 落札者が契約を辞退したとき。

(2) 落札者が倒産等により契約を締結できなくなったとき。

2 前項に規定する場合において、随意契約によろうとするときは、同項の落札者の次に落札者（落札候補者を含む。以下この項及び次項において同じ。）となるべき者に見積書の提出を求め、落札者が現れるまでこの手続を行う。この場合において、履行期限以外の条件を変更することはできない。

3 前項の見積の結果、落札者が現れた場合は、規則第27条第1項第3号の規定に基づき、1人の者からの見積書のみで処理することができる。この場合において、各課の長は、その経緯等を明確にし、記録しなければならない。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。